

香芝市告示第1号

香芝市消費者安全確保地域協議会設置要綱を次のように定める。

令和7年1月6日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市消費者安全確保地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者その他の消費生活上特に配慮を要する消費者（以下「要配慮消費者」という。）の消費者被害の未然防止、早期発見、拡大防止等のための取組を効果的かつ円滑に行うため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項の規定により、香芝市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の事務等)

第2条 協議会は、次に掲げる事項に関する協議を行うものとする。

- (1) 消費者安全の確保のための消費者の実態の把握及び情報の共有
- (2) 要配慮消費者の見守り等
- (3) 消費者被害の防止の推進
- (4) その他消費者安全の確保に関し必要と認められること。

2 協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、当該構成員の関係者に協議会の趣旨を周知するとともに、協議会の活動の推進を図り、及び協議会の活動に関し必要な業務を行うものとする。

(構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる機関及び団体をもって構成する。

- (1) 香芝市消費生活センター
- (2) 香芝市中央地域包括支援センター
- (3) 香芝市東地域包括支援センター
- (4) 香芝市西地域包括支援センター
- (5) 香芝警察署
- (6) 香芝市ふたかみクラブ連合会
- (7) 香芝市社会福祉協議会
- (8) 香芝市民生・児童委員連合会
- (9) 市民環境部商工観光課
- (10) 健康福祉部介護福祉課
- (11) 健康福祉部社会福祉課
- (12) 危機管理課
- (13) その他市長が必要と認めるもの

(会長等)

第4条 協議会に会長を置き、消費者行政に関する事務を所掌する課の長の職にある者をもって充てる。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を行うものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第7条 構成員は、消費者安全法第11条の5の規定により、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、消費者行政に関する事務を所掌する課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。